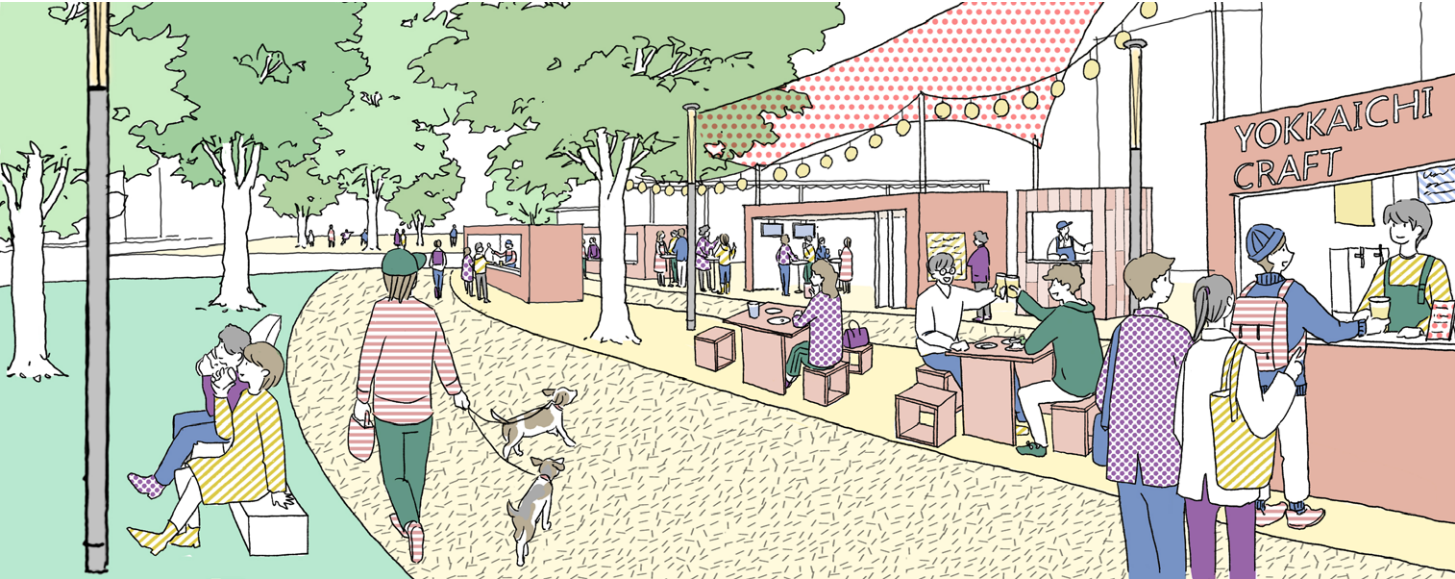


「ニワミチよっかいち」 利活用戦略 概要版

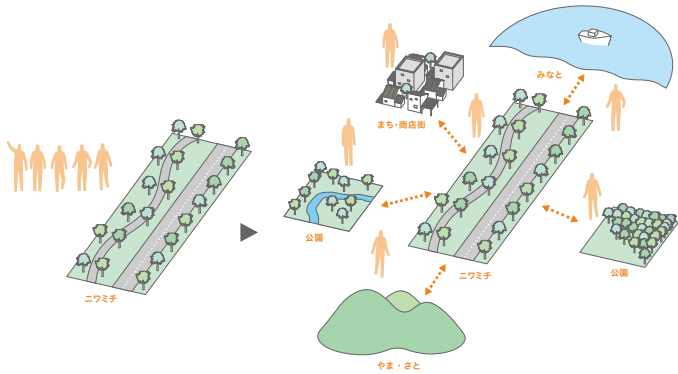


1. 「ニワミチよっかいち」 利活用戦略の目的

利活用戦略の目的

中央通りが歩行者中心の空間へと大きく変貌し、官民連携による公共空間の管理運営や賑わいづくりに向けてコンセッション制度やPark-PFI制度が導入されることを契機として、歩行者利便増進道路制度の活用等も視野に、四日市の賑わいづくりに関わる関係人口を増やしながら以下の4つの狙いを達成し、質の高い空間の利活用を持続的に行うことを目的とした戦略です。

- ① それぞれの空間活用の担い手が連携して取り組むまちのエアブランディング
- ② ニワミチからまち、さと、みなとへのまちづくり・賑わいの波及
- ③ ニワミチをまちづくりの総合拠点化し、東海エリアにおける西の中枢都市へ
- ④ 更なる賑わいづくりに向けた商店街、沿道、周辺公共施設との連携

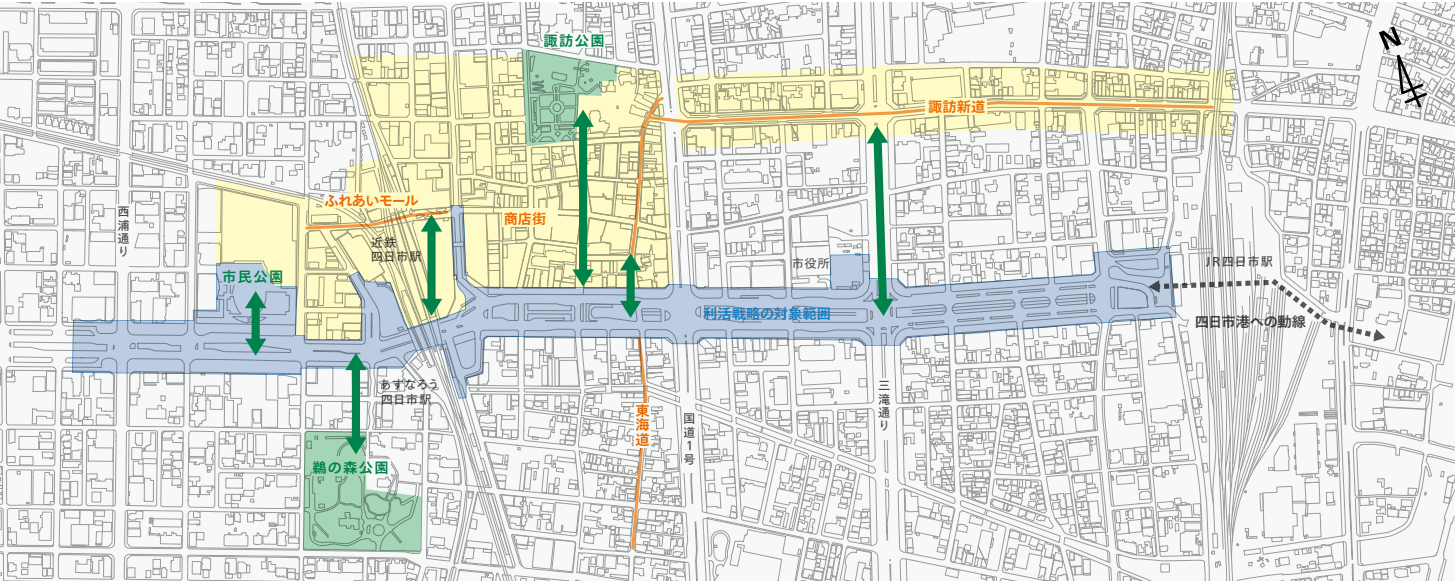


2. 利活用戦略の対象範囲

利活用戦略では、商店街や公園をフィールドとするまちづくり活動との連携も含め、空間活用の担い手（官（国・市）・民（複数の事業者））間の連携を図る体制づくりを目指します。さらに、官民連携のもとで構成するまちづくり主体で、イベントや観光情報等の情報発信、中心市街地でのPR、企業誘致等に取り組み、市内の”まち・さと・みなと”を結ぶ役割を果たすとともに、広域的なまちづくり活動との交流や連携を図ります。

近隣・沿道との連携

- ・大規模イベントにおける一体的利用 ex.大四日市まつり、四日市ジャズフェスティバル等
- ・回遊の仕組み（スマートスタンプラリー）
- ・将来的には、エリア全体で利活用窓口
- ・情報発信を一本化



- 利活用戦略の対象範囲
- 連携を図る主要な公園
- 商業系が中心の土地利用
- 連携を図る主要な路線
- 連携のイメージ

3. 利活用の体制

まちづくり主体に求められる以下の機能を担う（仮）ニワミチよっかいちまちづくりパートナーズ（以下、NYP）を設置し、官民連携でニワミチの一体的なマネジメントを行います。

- ※ 商業・観光・観光に係る政策を担い公共施設の管理者としての役割を担う 四日市市が、ニワミチに関わるそれぞれの主体間の調整の場として設置
- ※ 市の関連部局に加え、これまでのまちづくり活動や商店街との連携、バスタ四日市の運営等を踏まえ、既存のまちづくり団体が参画

NYPの設置による利活用体制

- NYPが主体間の連絡調整役になることで、官民連携でのニワミチの一体的なマネジメントや利活用が可能となる
- NYPが窓口機能となり、利活用に関する情報発信やマナー啓発、イベント時の来場者のアクセス方法・誘導等の実施・調整が可能となる
- NYPが、特定の主体の利益ではなく公益を追求し、まちづくりに資する利活用を前提とした調整を行うことで、四日市のまち全体の活性化につながる

NYPの窓口機能

対象エリアは、使用する制度が多岐に渡ることから、使いたい人にとってハードルになる可能性が高い利活用を促進するため、NYPが一括して窓口機能を担い、手続の簡素化を図る

まちづくり主体に求められる役割

1. 公共空間利用調整・エリアマネジメント促進機能

- ① 公共空間利活用促進・調整業務
- ② まちづくり主体間連携調整業務
- ③ まちなかスペースの利活用支援業務

2. 観光情報発信機能

- ① 観光情報発信業務
- ② 公共空間活用を含む、中心市街地の観光振興・プロモーション業務

3. スマートシティ実装化機能

- ① 公共空間での取得データの情報管理業務
- ② 各種データの編集・発信業務

4. 利活用戦略の使い方

賑わいづくり・利活用を通したまちづくりの狙いを見据えて、利活用戦略は、以下のPDCAサイクルを通して継続的に改善していきます。利活用戦略と景観形成戦略は、相互に連携した戦略とすることから、内容の更新にあたっては、必要に応じて連動した更新を行います。

① 計画（PLAN）段階での運用方針

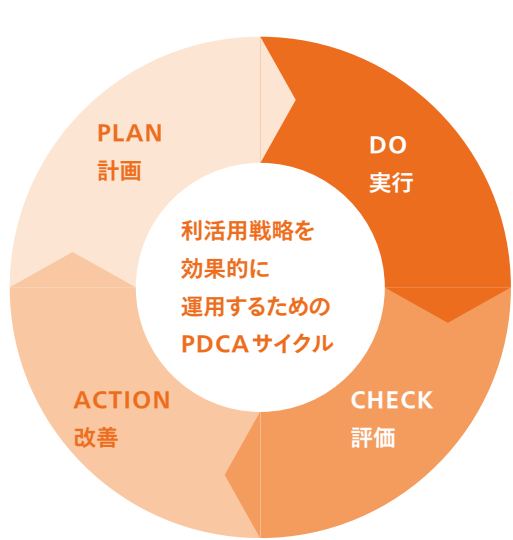
利活用計画の立案

- NYPは利活用戦略に沿って年間の利活用計画を策定する
- 利活用計画の中には検証可能な評価指標を組み込む

④ 改善（ACTION）段階での運用方針

改善点の検討と反映

- ③での評価結果に基づいて、改善すべき点を検討する
- 短期的、あるいは長期的な改善点を、次回計画や利活用戦略そのものにフィードバックする
- 継続的なPDCAサイクルにより、まちづくりの取り組みを継続的に改善していく（利活用戦略）



② 実行（DO）段階での運用方針

利活用計画の実行

- 計画に基づいて、実際に空間を利活用する
- どのようなシーンが展開されているかを記録し、問題が発生した場合には、計画や戦略に捉われずに柔軟に対応する

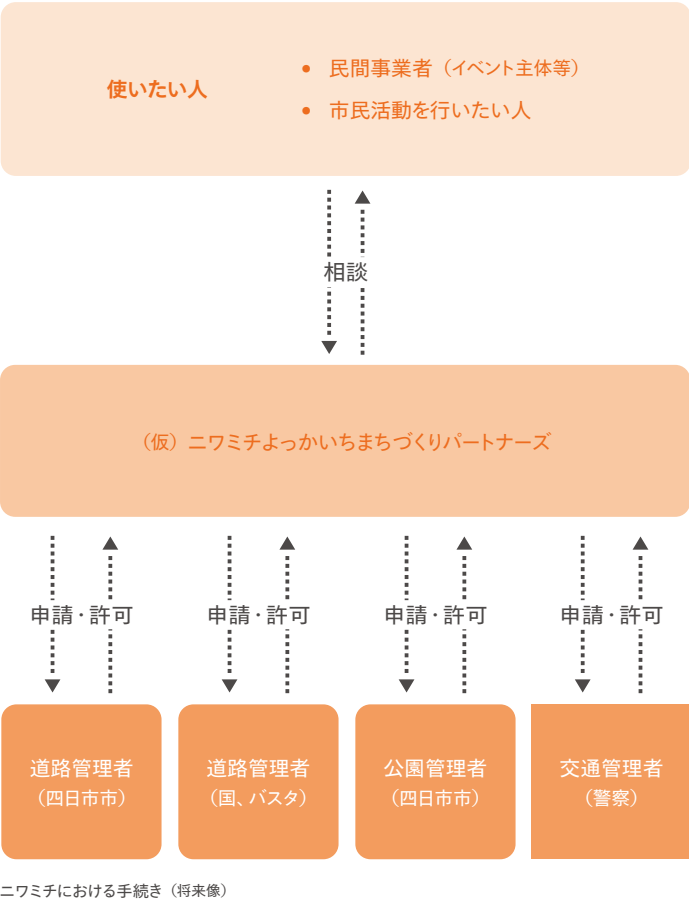
様々な利活用主体との連携

- 様々な「利活用主体」と連携し、プロジェクトを進める

③ 評価（CHECK）段階での運用方針

実行結果や戦略そのものの評価

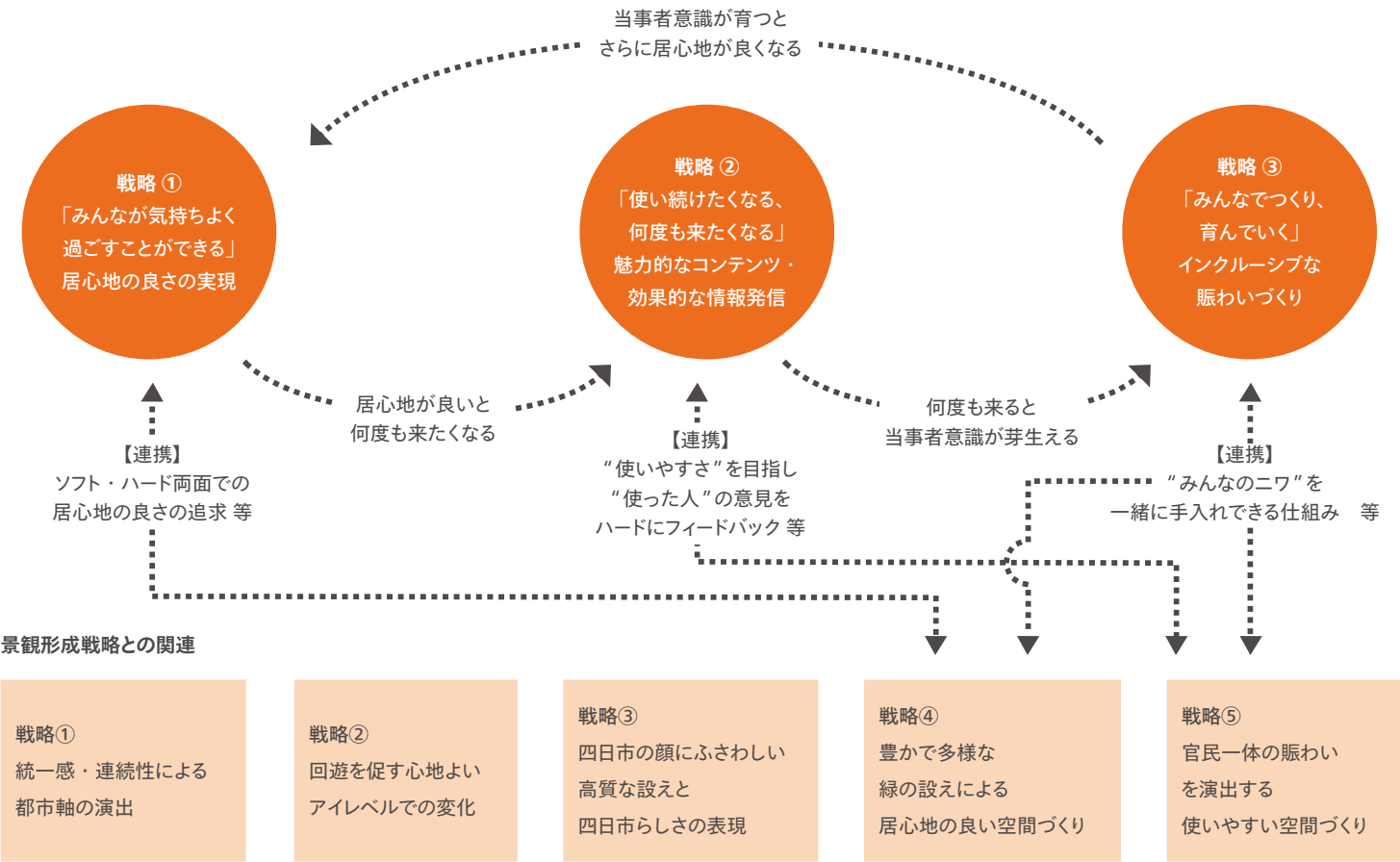
- 実行結果の記録を作成する
- 評価指標に基づいて「3つの戦略」の達成度合いを検証



ニワミチにおける手続き（将来像）

5. 利活用における3つの戦略

中央通りの賑わいづくりでは、その運営に関わる多主体が協働し、中央通りへの関係人口を増やししながら、質の高い利活用を持続的にやっていく必要があります。ここでは、多様な主体の円滑な連携を促すために、“ニワミチ”で求められる利活用の方向性を3つの戦略として示します。



戦略1：「みんなが気持ちよく
過ごすことができる」
居心地の良さの実現

- 「自分の好きなように自由に使う」を促す：
「使い方」イメージを具体化・共有→
「望ましい活用のシーン」の発信
• 多様なアクティビティを受け入れる場とすることで、自分の使い方を見つけることができ、居心地の良さ向上を期待
• 自分に合った使い方を見つけやすくするために、今後、具体的な利活用の取り組みを通じて、中央通りの空間や公園での「このような使い方が良い!」という事例を「望ましい活用のシーン」として利活用戦略に追加
- みんなが使うことを意識し、
それぞれが気持ちよく過ごすために
「利活用マナーの向上」を促す
• イベント時の音量、音色、飲酒時の配慮や、花火・焚火（BBQ等）の適切な実施、イベント時の来場方法の管理等

戦略2：「使い続けたい、
何度も来たい」
魅力的なコンテンツ・
効果的な情報発信

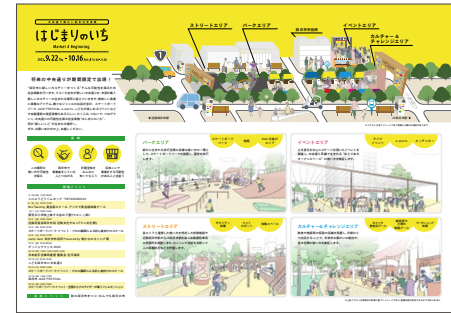
- 「興味を持ってもらう」ための質の高い情報発信
「四日市の魅力を知る・感じる」ディレクションができるデザイン人材との積極的協働による魅力的なコンテンツによる情報発信
- 「多様な過ごし方の幅」を
知ってもらうための情報発信
タイムリーな情報発信（スマートシティポータルサイトやサイネージ、SNS等の活用）
- 「日々の変化を感じる」利活用マネジメント
市民が日常と非日常を体験できるように積極的な“いち”やイベントの運営



“はじまりのいち”社会実験 2022 での様子

戦略3：「みんなでつくり、育んでいく」
インクルーシブな賑わいづくり

- 「みんなが使いたくなる」ための情報発信
• 実際に使った実績をアーカイブ化し発信（イベント時の写真や感想のアーカイブ）
• スマート機器による場所情報の発信（AIカメラや環境センサー情報の公開・入手）
- “ニワミチ”に対しての当事者意識を育む
体制・仕組みづくり
多様な主体の“手入れ”を受け入れる体制・システムづくり
- 「市民の日常生活の憩いの場」を意識した利活用マネジメント
オープンスペースでの利便性や快適性を向上するアクティビティを受け入れる



“はじまりのいち”社会実験 2022時の広報
デザイナーとの協働によるビジュアル作成

6. 利活用スキーム

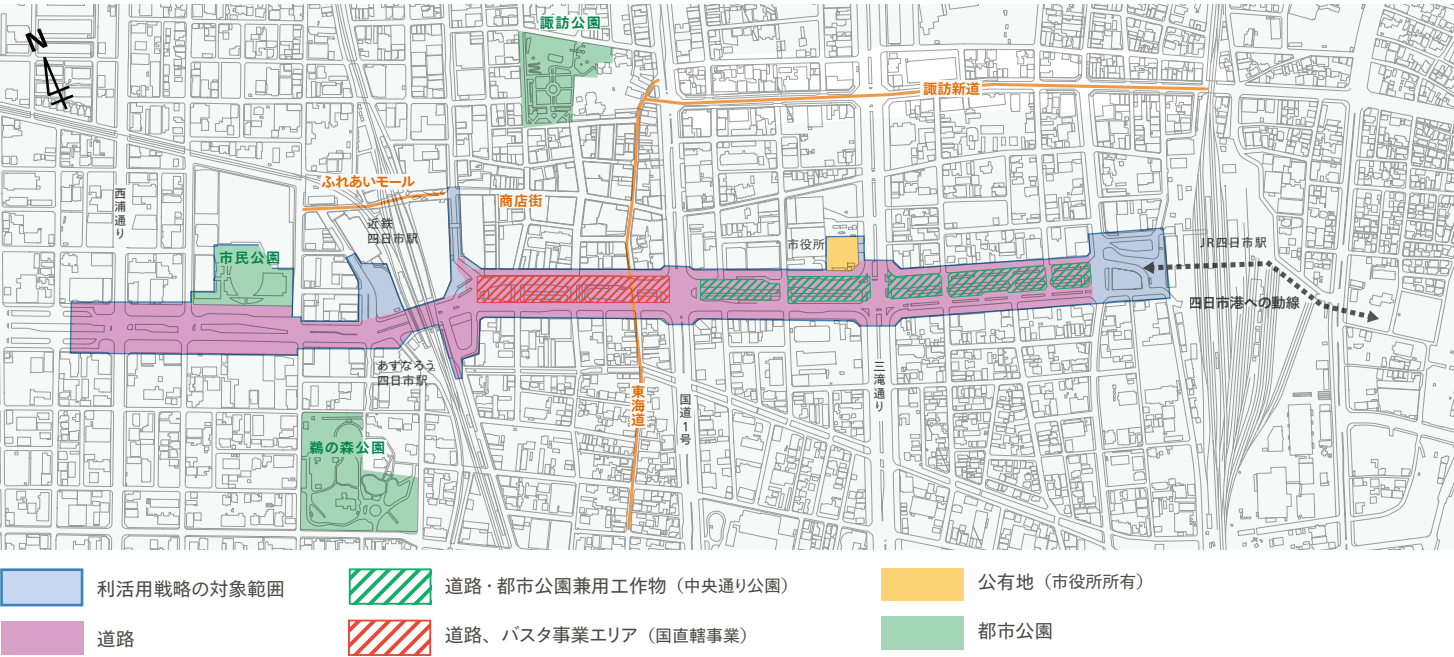
官民連携の賑わいづくりに向けて、空間利用を促進するために導入する、あるいは将来的な活用を想定する利活用制度を以下に示します。

各エリアにおける利活用方針と主体

NYPが利活用マネージメントの中心を担うが、各活用制度により想定している利活用の方針と主体について下記に示します。

道路 四日市市管理・歩行者利便増進道路（ほこみち）の活用を想定	道路、都市公園（中央通り公園） 四日市市管理、Park-PFI制度の活用、将来的には公園施設設置管理協定、指定管理者制度等の活用も視野	公有地（市役所所有） 四日市市管理
方針 • 利活用リザーブ空間を軸に沿道敷地所有者による地先活用を促すことで、多様な主体がまちに関わることを目指す • 植栽維持管理については、“ニワ”を市民活動の場としていくことを目指す	方針 • 「ニワミチよっかいち」中央通り基本計画に記載されている「各オープンスペースにおける利活用の考え方」「災害時の使われ方」の記載事項に基づいた使われ方をを目指す • 公共空間については、NYPによる賑わい創出を目指す	方針 • 「ニワミチよっかいち」中央通り基本計画に記載されている「各オープンスペースにおける利活用の考え方」「災害時の使われ方」の記載事項に基づいた使われ方をを目指す
利活用主体（想定） 沿道地権者、テナント、まちづくり組織等	利活用主体（想定） 民間事業者（公募により選定予定） 指定管理者（窓口）	利活用主体（想定） まちづくり組織、イベント主催者等

利活用スキームの適用範囲



7. 賑わい空間の維持管理方針と賑わいづくりの手法

賑わい空間の維持管理方針について、「①体制や仕組みづくり」「②日常的なメンテナンス（点検や清掃等）」の2つの観点に分けて、考え方と方針を示します。

- ①体制や仕組みづくり**
 - 市民参加型かつ能動的な維持管理の仕組みづくり
 - 景観を維持・保全していくための維持管理体制の構築
- ②日常的なメンテナンス（点検や清掃等）**
 - 官民連携によるきめ細やかな点検と維持管理
 - 高質な空間の維持管理のための財源確保方策の検討

※具体的な賑わいづくりの手法については、本編で詳細を掲載